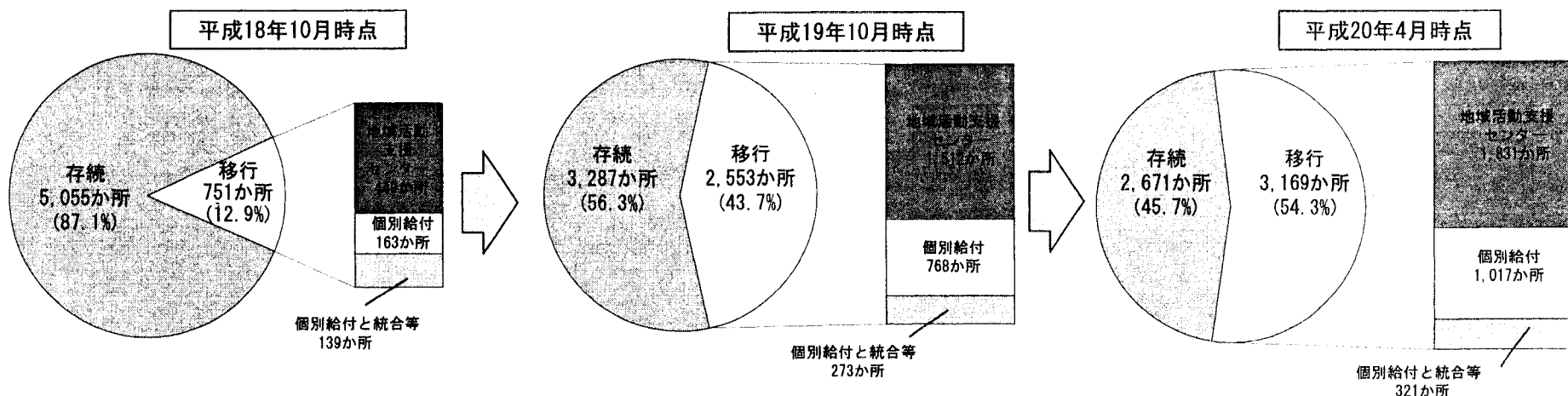


# 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

参考資料7

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成20年4月時点では54.3%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

	平成18年10月時点			平成19年10月時点			平成20年4月時点		
	移行状況	か所数	割合 (参考)	か所数	割合 (参考)	か所数	割合 (参考)	か所数	割合 (参考)
平成18年4月時点 小規模作業所 5,676か所	移行	751か所	12.9%	2,553か所	43.7%	3,169か所	54.3%	3,169か所	54.3%
	地域活動支援センター	449か所	7.7%	1,512か所	25.9%	1,831か所	31.4%	1,831か所	31.4%
	個別給付事業	163か所	2.8%	768か所	13.2%	1,017か所	17.4%	1,017か所	17.4%
	個別給付事業との統合等	139か所	2.4%	273か所	4.7%	321か所	5.5%	321か所	5.5%
	小規模作業所のまま存続	5,055か所	87.1%	3,287か所	56.3%	2,671か所	45.7%	2,671か所	45.7%
	合計	5,806か所	100.0%	5,840か所	100.0%	5,840か所	100.0%	5,840か所	100.0%
	廃止	27か所	—	45か所	—	33か所	—	33か所	—



# 地域活動支援センターの概要

## 1. 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者自立支援法上の施設。(法第5条第21項)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

## 2. 事業内容

- 基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

## 3. 規模

- 10人以上の人員が利用できる規模とする。

## 4. 補助方法

- 基礎的事業については、地方交付税により措置。
- 基礎的事業に加え、機能強化を図る場合に、地方交付税に加え、「地域活動支援センター機能強化事業」として補助を実施(国1/2、都道府県1/4以内)。

## 5. 施設数

- 1, 831か所(平成20年4月)

※ 障害者自立支援法施行(H18.10)後、小規模作業所から地域活動支援センターに移行した事業所のみの数。

# 特別対策による対応（平成18年12月）

## 1 移行等支援事業

小規模作業所等が新たな事業へ円滑に移行できるよう、①コンサルタントの派遣、②研修会の開催等のための経費を補助

1 都道府県：16,000千円（毎年度の上限：18年度～20年度）

## 2 基盤整備事業

新たな事業体系に移行する場合に必要な施設の改修等にかかる経費に対して助成（改修及び増築）

1 施設：20,000千円以内（18年度～20年度）

## 3 小規模作業所緊急支援事業

新たな事業への移行が直ちにできない小規模作業所に対して、経過的な措置として補助

1 か所あたり：110万円（18年度～20年度）

# 緊急措置による新たな対応（平成20年4月～）

## 1 移行促進事業

利用者の少ない小規模作業所の移行を促進するため、小規模作業所間の調整・連携、情報交換・意見交換等を行うための経費を補助

1都道府県：10,000千円（20年度）

## 2 移行促進のための定員要件の緩和

小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するため、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合には、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和（20年度～23年度）

定員要件を緩和する新体系サービス：就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援

## 3 地域活動支援センターの従たる事業所の設置

地域活動支援センターについて、主たる事業所とは別の場所で、一体的な運営管理の下でサービス提供を行う事業所（従たる事業所）の設置を認める。（20年4月～）

従（主）たる事業所の最低利用人員：6名

# 小規模作業所の移行促進のための定員要件の緩和

## 趣旨

- 小規模作業所の新体系サービスへの移行を促進するため、都道府県知事が一定の要件を満たすと認めた場合には、移行先である就労継続支援B型等の定員要件を20名から10名に緩和する。

## 具体的内容

### 【対象】

- ◎ 小規模作業所  
地域活動支援センター

### 【定員要件を緩和する新体系サービス】

- ◎ 就労継続支援B型、生活介護、自立訓練  
(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援

### 【緩和の要件】

- ◎ 都道府県知事が、将来的にも利用者の確保の見込みがないと認めた地域において事業を行うこと

※ 継続した安定的な事業の運営を確保するため、事業者としての指定を受ける際には、指定事業者としての義務(サービス提供拒否の禁止、会計の区分、サービス提供や会計に関する諸記録の整備等)を適切に履行すると認められることが必要。

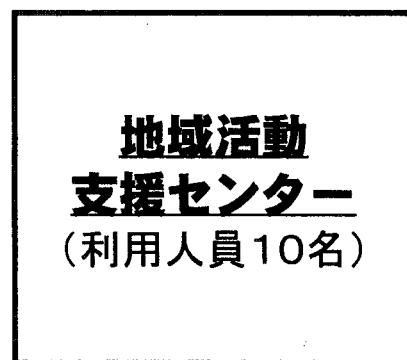
### 【期間】

- ◎ 平成24年3月31日まで

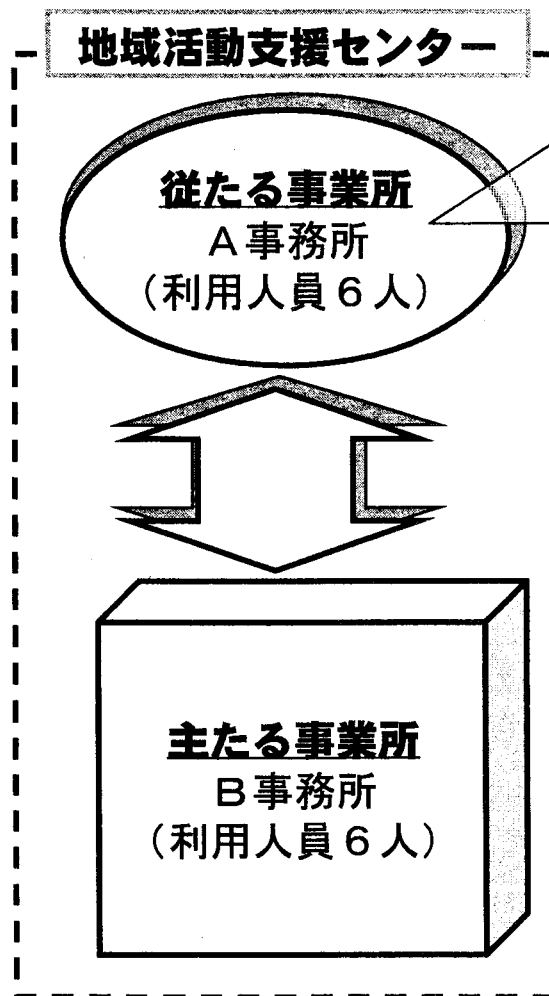
# 地域活動支援センターの従たる事業所の設置

「地域活動支援センター」の運営を複数の場所において一体的に行う場合の取扱いについて

【従 前】



【平成20年4月～】



\*\*\* 判断基準 \*\*\*

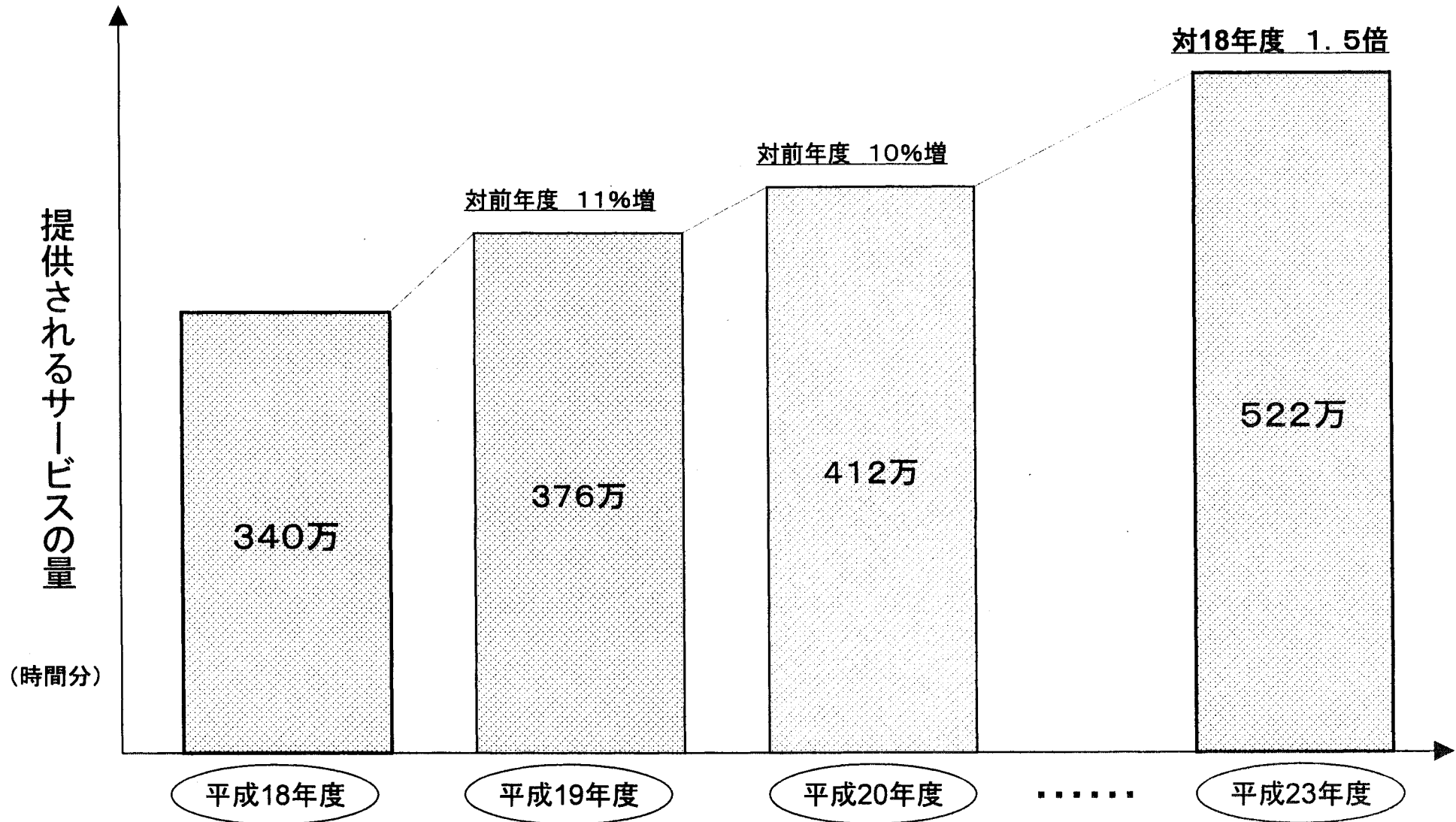
- ① 施設長が同一
- ② 指導員をそれぞれの事業所に配置
- ③ 事業運営が一体的に行われる
- ④ 従たる事業所が主たる事業所と同一の日常生活圏域
- ⑤ 会計管理を一体的に実施

- ・ 従たる事業所は、複数箇所の設置も可能
- ・ 従たる事業所の最低利用人員は6名
- ・ 主たる事業所の利用人員は従たる事業所の利用人員より多いことが必要（左の場合、利用人員は最低12人）

# サービス基盤の整備 (参考資料)

(障害福祉計画に係る全国集計値)

障害福祉サービス見込量の推移 (訪問系サービス)

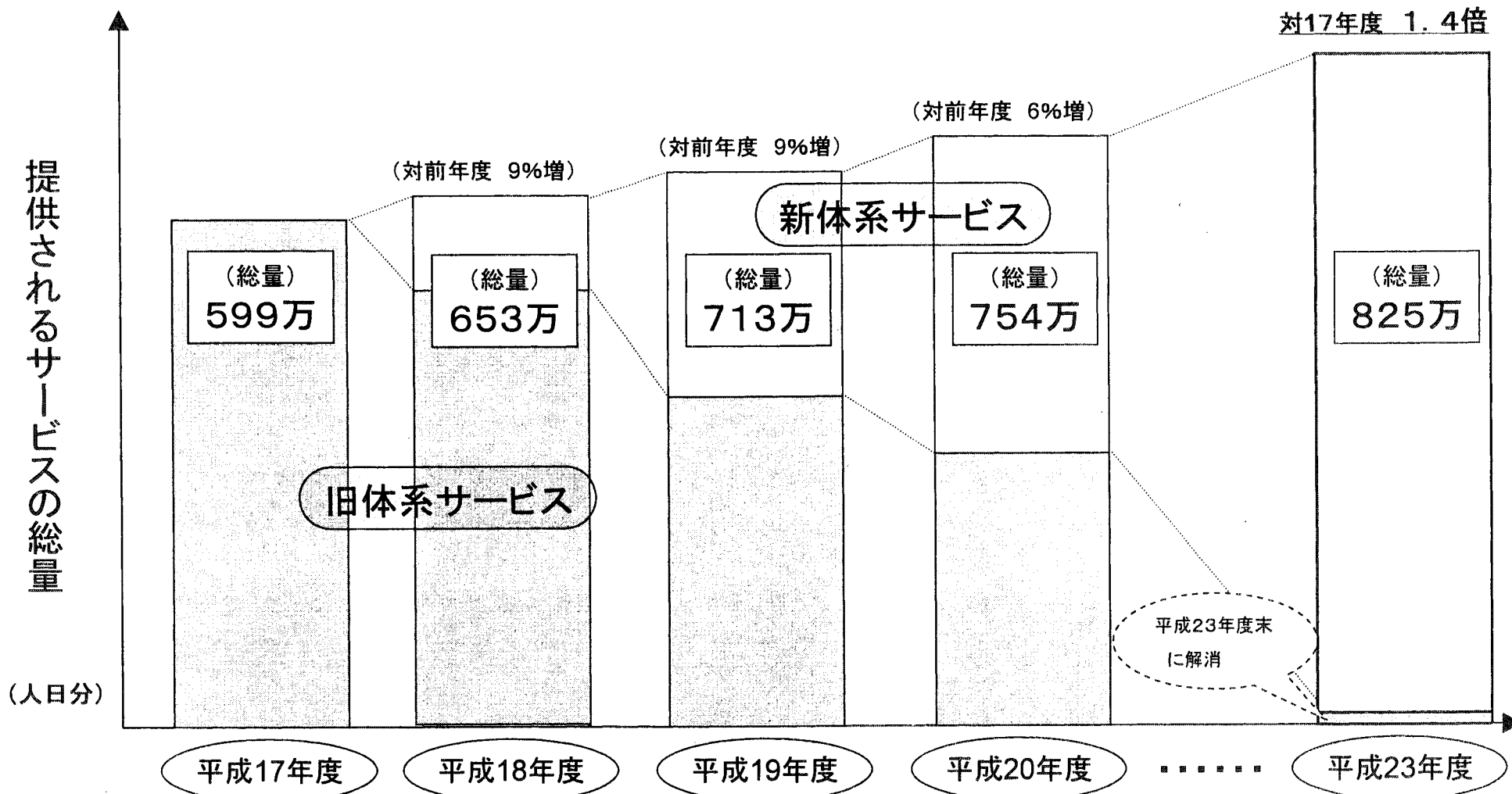




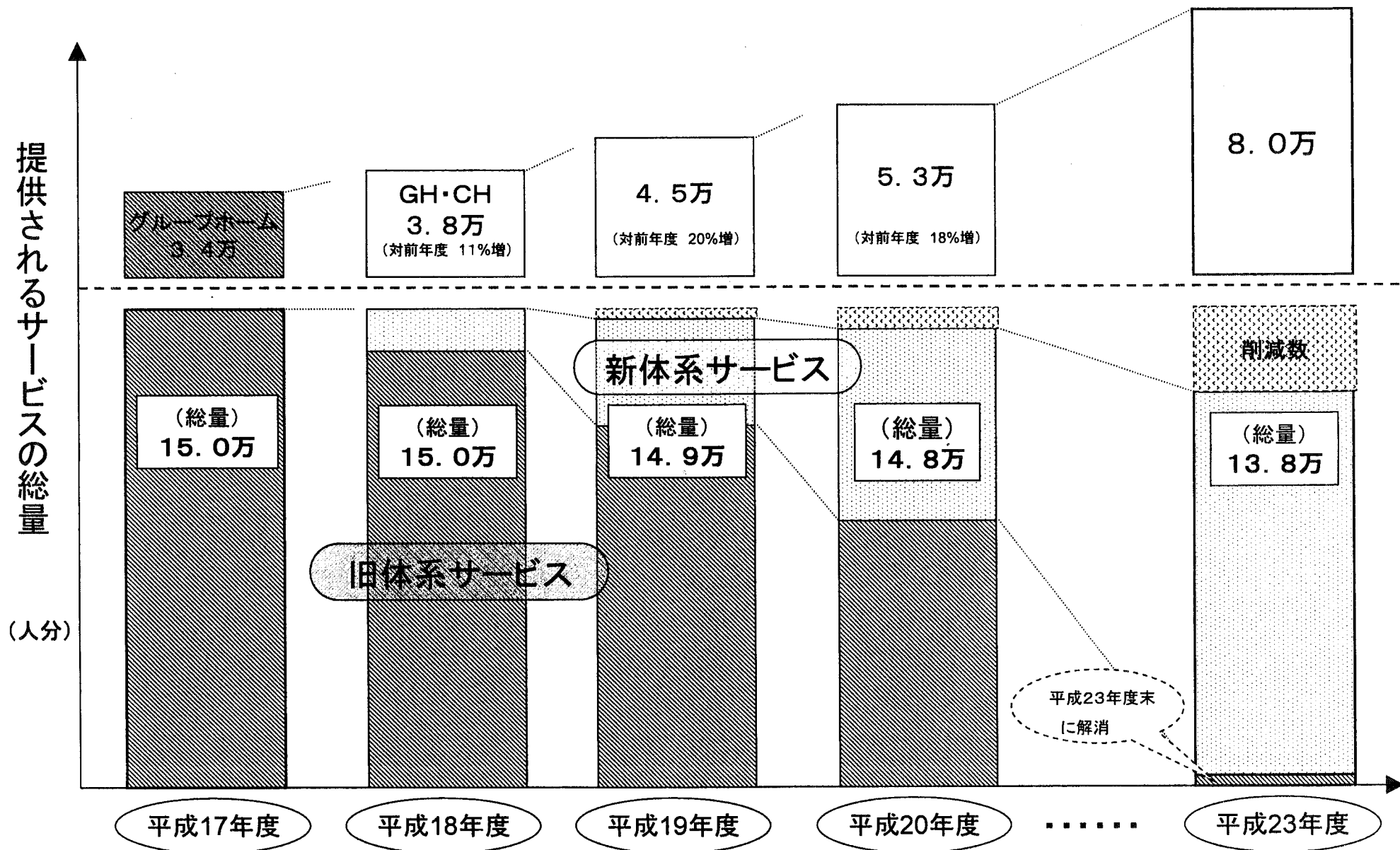
# 障害福祉サービス見込量の推移（日中活動系サービス）

※児童デイ・短期入所・療養介護は含んでいない。

※「人日分」＝「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均利用日数」



# 障害福祉サービス見込量の推移（居住系サービス）



## 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたが、居宅介護事業(ホームヘルプサービス等)等について未実施の市町村(特別区を含む。以下同じ。)がみられたほか、精神障害者に対するサービスの立ち後れが指摘されていた。

また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応が求められていた。さらに、障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活を支えていくための相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられたところである。

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画(法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。)の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

この指針は、福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成二十三年度末に向けて数値目標を設定するとともに、平成二十一年度から平成二十三年度までの第二期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

### 第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

#### 一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

#### 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

## 2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

法の施行により、障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一したこととともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化したことにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

## 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス(法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。)の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

## 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

### 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

### 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。)を保障する。

### 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。)及びケアホーム(共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。)の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等(福祉施設への入所又は病院への入院をいう。)から地域生活への移行を進める。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。